

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25284134

研究課題名(和文)『巴県档案』を中心として見た清代中国社会と訴訟・裁判-中国社会像の再検討

研究課題名(英文)The Chinese Society in Qing and its Lawsuit and Trial as Seen from the Ba County Archives -- A Further Review of the Image of the Chinese Society

研究代表者

夫馬 進 (Fuma, Susumu)

京都大学・文学研究科・名誉教授

研究者番号：10093303

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,600,000円

研究成果の概要(和文)：清代地方文書『巴県档案』を基礎資料として、清代中国社会をリアルに把握した。中でも清代中国社会を把握するうえでこれまで漠然と前提とされていた「国家・社会二元論」は、実際の巴県社会に基づいて見た場合には正しくないこと、すなわち社会は一般的には国家を離れては自立することができないことを明確にした成果は大きい。農村における小集団においてさえ、彼らが有力者でありうるのは、「団練監正」や「職員」など何らかの国家が与えた肩書を持つからであった。また裁判に似た調停(調解)があったこと、しかしそこで科せられる処罰は日本の江戸時代におけるそれに比べはるかに軽かったこと、を初めて明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study is to obtain a real understanding of the Chinese society in Qing with the Ba County Archives, the local documents in the Qing Dynasty, as the primary historical source. The dualism of state and society, which was previously regarded in generalities as the premise of the study, is not correct. In other words, generally speaking, it is certain that a society cannot break away from the nation and exist independently. This is the major result of the study. Even in a small group of the countryside, the reason for a leader being able to shoulder the responsibility of a leader was that he got the title of "supervisor of local militia" or "officer" bestowed by the nation. Secondly, there existed some sort of mediation which closely resembled trial, but the punishment imposed in mediation was much more lenient than that of the Edo Period in Japan. This point is found out for the first time.

研究分野：人文学

キーワード：巴県档案 中国清代 国家・社会二元論 社会 裁判 訴訟 調停 地方行政

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は2006年度から2009年度にかけて科学研究費による共同研究(基盤研究A)「東アジア史上における中国訴訟社会の研究」(研究成果:『中国訴訟社会史の研究』)を行った。この研究は中国では通説と違って訴訟が多い時代があったとの想定のもと、漢代から中華人民共和国の時代までの訴訟実態を明らかにするとともに、世界史の中でのその特色をも明らかにした。今回の研究は、以上の研究を受けてより地域と時代を特定し、訴訟と裁判から清代中国社会をよりリアルに究明する必要があった。

(2) 『巴県档案』が清代乾隆年間から宣統年間までの地方行政と民間における紛争、訴訟、裁判について具体的な実像を伝えてくれるものであることは、世界の学界でつとに知られていたが、複数の研究者が共同研究を行いそこに見える諸問題を議論することはこれまで行われなかった。このため、共同研究に加わった研究者各人は家族、宗族、婦女、ジェンダー、商業、行会、地方行政、団練、法律、訴訟および裁判過程、上訴、調解(調停)、健訟、郷約、抬塾、抗租など最も得意とする分野からアプローチすれば、豊富な研究成果が得られるであろうことが予見された。

## 2. 研究の目的

(1) 中国社会を見る場合、これまで代表的な見方の一つは、内藤湖南に代表される中国国家・社会二元論であった。中国の明清自題と日本の江戸時代を比べてみた場合、中国には日本のような「ムラ社会」がないことは、これまでの研究によって大よそわかっていたが、これを史実によって確認し実証する必要があった。研究目的の第一は果たして内藤のような中国社会像は正しいのかどうか、再検討を進めながら、『巴県档案』を中心資料とすることによって、そこに記される訴訟と裁判を通じて、清代四川省重慶府巴県において社会は具体的にどのようにして成り立っていたのかを明らかにすることであった。

(2) 研究目的の第二は、今回の共同研究のため、また今後さらに巴県を中心とした地方社会の構造と清代中国全体におけるその普遍性と特殊性を明らかにし、ひいては清代中国の地方社会全体を論じられるようにするために、『巴県档案』をできるだけ多くの数量を、できるだけ多くの種類にわたって収集しておくことであった。あわせて現地重慶を訪れて現地調査を行い、知見を確実にしておくことであった。

(3) 研究目的の第三は、清代中国社会と現代中国との構造的なつながりを明らかにすることであった。

## 3. 研究の方法

(1) 『巴県档案』は現存する中国地方文書の中で、抜群の数量と包含する時代の長さ

をもって知られる。『巴県档案(同治朝)』マイクロフィルムは先の科学研究費による研究で購入済みであったので、これをできるだけ多く焼き付けた。『巴県档案(同治朝)』だけでは清末の社会状況と地方政治の状況しかわからないので、これと比較し客観視するため、慶応大学へ赴き『巴県档案(乾隆朝)』を多くスキャンし、これを焼き付けた。

(2) 研究代表者・研究分担者・連携研究者それに京都大学文学研究科・法学研究科の大学院生などがおおよそ一か月に一回集まって輪読会を開き、史実を通して問題点を討論した。研究期間の後半では『巴県档案(乾隆朝)』にシフトを移し、ほぼ100年を隔てた時代の変化に伴う訴訟と裁判の変化を追った。輪読会はこれを始めた2010年7月から通算すれば、合計58回であった。

(3) 現地である重慶市をしばしば訪れ、現地調査を行うとともに、巴県档案が保管される四川省档案馆を何度も訪れ、文献調査を行った。中でも重慶市郊外南部の郷村地帯を実態調査した意義は大きい。

(4) 最終年度には輪読会参加者全員がそれぞれの関心に従って研究報告を行った。研究会は合計12回開かれた。

(5) 2014年に国際シンポジウム「現代中国社会の歴史淵源」を開き、現代中国社会の研究者を招き、その明清社会との接点および社会構造の連続性を探った。また2016年にも国際シンポジウム「清代巴県社会とは何か - 中国国家・社会二元論の再検討」を開き、中国社会、訴訟、裁判、地方行政にかかわる討論を行った。あわせて二回の国際シンポジウムによって、我々の研究活動を他分野の研究者と一般市民にも知っていただいた。

## 4. 研究成果

(1) 『巴県档案』を輪読することで、清代中国社会の具体像が鮮明になった。ここで明らかになった一端としては、たとえば次のようなものがある。巴県における最も低い中心地、W. Skinner の概念によれば standard market town にあたる集落の社会構造が明らかとなった。かつての史料と研究であれば「土豪劣紳」を呼ばれていた者の生態が档案によって浮かび上がった。彼らが最下層の中心地においてすら指導者でありえたのは、国家の肩書「職員」「団練監正」などの肩書を持つ者であったからである。そこでは従来考えられていたような国家・社会の分立はなかった。また社会では、「憑団理割」と呼ぶ裁判的な調停(調解)が行われていたが、日本江戸時代の村落に見られたような、比較を絶するほどに厳しい制裁、処罰は「社会」の内部では行われなかった。県庁(県衙門)と郷村をつなぐ「郷約」はあくまで「在民の役」であるなど、郷約の実態が極めて詳細に明らかになった。清代中期から全国に広がった「抬塾(徴税請負)」の実態が、巴県衙門に即して明らかになった。佃戸(小作人)に

よる地主に対する抗租・小作料減免が巴県では激しかったことが明らかとなった。佃戸は地主を相手にしてしばしば訴訟を起こしたが、それは階級闘争ではなく、地主と佃戸は主客関係にあるとされ「互敬」すべきであるとされていた。

(2) この間に収集した『巴県档案』マイクロフィルムのスキャンとその焼き付けとは膨大なものとなり、『巴県档案』をもとに研究するのであれば、世界中で京都が最も便利であるとししばしば言われるまでになった。

(3) 論文としては、下記のような研究成果がある。下記『東洋史研究』特集号が公刊されると、中国の学界で話題となり、このうち5本はすでに中国語訳されつつある。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計15件)

『東洋史研究』74-3(2015年12月発行)に特集号「『巴県档案』に見る清代社会と地方行政」を組み、下記の論文を掲載した。

伍躍 「在民の役」:『巴県档』案に見える郷約像 前近代中国の国家による社会支配の一側面 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 3-35

小野達哉 清末巴県郷村部の徴税請負と訴訟の関係—特に抬塾をめぐって 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 36-64

夫馬進 清末巴県の「健訟棍徒」何輝山と裁判的調解「憑団理剖」 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 65-97

凌鵬 清代巴県農村の租佃実態——「抗租」「騙租」と「主客関係」 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 98-132

谷井陽子 清代中期の重慶商業界とその秩序 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 133-165

水越知 清代後期の夫婦間訴訟と離婚 『巴県档案(同治朝)』を中心に 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 166-202

白井佐知子 訴訟関係文書を通して見た清代社会における女性 『東洋史研

究』74-3(査読有り)2015 203-234

小野達哉 『巴県档案』輪読会検討語彙集 『東洋史研究』74-3(査読有り)2015 235-248

[学会発表](計13件)

夫馬進 内藤湖南の中国社会論で清代巴県社会を理解できるか? 国際シンポジウム:清代巴県社会とは何か-中国国家・社会二元論の再検討 2016/2/20 京都大学(京都府京都市)

伍躍 前近代中国の国家と社会:遊離、それとも関与 国際シンポジウム:清代巴県社会とは何か-中国国家・社会二元論の再検討 2016/2/20 京都大学(京都府京都市)

寺田浩明 法制史の立場から見た伝統中国の「国家」と「社会」 国際シンポジウム:清代巴県社会とは何か-中国国家・社会二元論の再検討 2016/2/20 京都大学(京都府京都市)

凌鵬 共同体理論の意義と中国農村社会研究 国際シンポジウム:清代巴県社会とは何か-中国国家・社会二元論の再検討 2016/2/20 京都大学(京都府京都市)

寺田浩明 明清法研究中法的概念 International Symposium on Law and Social Change in Ming-Qing China 2014/9/5 香港中文大学(ホンコン・中国)

伍躍 制度的選択と利用-前近代中国社会成員的制度的選択 International Symposium on Law and Social Change in Ming-Qing China 2014/9/5 香港中文大学(ホンコン・中国)

谷井陽子 明清律学与社会 International Symposium on Law and Social Change in Ming-Qing China 2014/9/5 香港中文大学(ホンコン・中国)

夫馬進 中国清代的合会与日本江戸時代的仲間事糾紛 International Symposium on Law and Social Change in Ming-Qing China 2014/9/6 香港中文大学(ホンコン・中国)

夫馬進 現代中国の人民調解(調停)制度と“訴調对接” 国際シンポジウム:現代中国社会の歴史淵源 2014/2/22 京都大学(京都府京都市)

寺田浩明 現代中国“維権”運動の法制史的考察 国際シンポジウム:現代中国社会の歴史淵源 2014/2/22 京都大学(京都府京都市)

[図書](計0件)

[産業財産権]  
出願状況(計0件)  
取得状況(計0件)

[その他]  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

夫馬 進 (FUMA, Susumu) 京都大学・文学  
研究科・名誉教授 研究者番号：  
10093303

### (2) 研究分担者

谷井 陽子 (TANII, Yoko) 天理大学・文  
学部・教授 研究者番号：40243092

寺田 浩明 (TERADA, hiroaki) 京都大学・  
法学研究科・教授 研究者番号：  
60114568

伍 躍 (WU, Yue) 大阪経済法科大学・法  
学部・教授 研究者番号：60351681

増田 知之 (MASUDA, Tomoyuki) 安田女子  
大学・文学部・講師 研究者番号：  
60559649

臼井 佐知子 (USUI, Sachiko) 東京外国語  
大学・名誉教授 研究者番号：70185007

水越 知 (MIZUKOSI, Tomo) 関西学院大学・  
文学部・准教授 研究者番号：90609538

### (3) 研究協力者

小野達哉 (ONO, Tatsuya) 同志社大学・文  
学部・嘱託講師

凌鵬 (LING, Peng) 京都大学・文学研究科・  
大学院生